

1 いおう酸化物に係る規制基準

次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。

q いおう酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

K 付表に掲げる値

He 次の算式により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式においては、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

付表

県 下 全 域	17.5
---------	------

備考 この表の右欄に掲げる数値を適用して算出されるいおう酸化物の量は、日本産業規格（以下「規格」という。）K0103に定める方法によりいおう酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定し、又はアイソトープ法、規格K2273若しくはK2547に定める酸素法、規格K2541に定める空気法若しくは規格K263に定めるボンベ法により燃料のいおう含有率を測定して、算定されるいおう酸化物の量として表示されたものとする。

2 ばいじんに係るばい煙等規制基準

	施 設 名	許 容 限 度	
		新・増設	既 設
1	別表第1の1の1の項に掲げるボイラー	0.20	0.30
	重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。）又はガスを専焼させるもの		
	石炭（1キログラム当たり発熱量20,930.25キロジュール以下のものに限る。）を燃焼させるもの	0.40	0.80

		その他のもの	0.20	0.40
2	別表第1の1の2の項に掲げる乾燥炉	骨材乾燥炉	0.40	0.80
		その他のもの	0.20	0.40
3	別表第1の1の3の項に掲げる廃棄物焼却炉	連続炉	0.20	0.70
		その他のもの	0.40	0.70
4	別表第1の1の4の項に掲げるガス発生炉		0.40	0.60
5	別表第1の1の4の項に掲げる加熱炉		0.10	0.20
6	別表第1の1の5の項に掲げる焙焼炉、焼結炉及び ρ 焼炉		0.20	0.40
7	別表第1の1の6の項に掲げる加熱炉		0.20	0.40
8	別表第1の1の7の項に掲げる加熱炉		0.10	0.20
9	別表第1の1の8の項に掲げる焼成炉及び溶融炉	焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜	0.40	0.80
		焼成炉（石灰焼成炉に限る。）のうち土中釜以外のもの	0.30	0.60
		溶融炉のうちるつぼ炉	0.50	0.50
		その他のもの	0.20	0.40
10	別表第1の1の9の項に掲げる反応炉及び直火炉		0.20	0.40
11	別表第1の1の10の項に掲げる電気炉		0.20	0.40
12	別表第1の1の11の項に掲げるアスファルトプラント		0.40(0.70)	0.70

備考

- 1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1

立方メートルに対するばいじんの量（単位 グラム）とする。

- 2 「新・増設」とは、昭和47年1月1日以後に新たに設置され、又は増設されること（同日において既に着工されている場合を除く。）をいう。
- 3 「既設」とは、昭和47年1月1日前に既に設置されていること（同日において既に着工されている場合を含む。）をいう。
- 4 許容限度の新・増設欄の（ ）内の数字は、一般地域に設置されるばい煙等発生施設に係るばいじんの量とする。
- 5 この表の許容限度欄に掲げるばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。
- 6 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

3 一般粉じんに係るばい煙等規制基準

	施 設 名	構 造 等 に 関 す る 基 準
1	別表第1の2の1の項に掲げるたい積場	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	別表第1の2の2の項に掲げるベルトコンベア及びバケットコンベア	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に次号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	別表第1の2の3の項に掲げるコークス炉	<p>(1) 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>(2) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>(3) 消火作業は消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以</p>

		上の効果を有する装置を設置して行うこと。
4	<p>1 別表第1の2の4の項に掲げる精選施設及び粉碎施設</p> <p>2 別表第1の2の5の項に掲げる製綿施設、植毛施設、起毛施設及び剪毛施設</p> <p>3 別表第1の2の7の項に掲げる破碎機、摩砕機及び精選施設並びに加工施設</p> <p>4 別表第1の2の8の項に掲げる粉碎施設及び仕上施設</p> <p>5 別表第1の2の9の項に掲げる切断施設、研削施設、研磨施設及び粉碎施設</p>	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 集じん機が設置されていること。</p> <p>(2) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
5	別表第1の2の6の項に掲げる混練施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 吸着式処理装置若しくは薬液による吸収式処理装置又はこれらと同等以上の性能を有する処理施設が設けられていること。</p> <p>(2) 前号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
6	別表第1の2の10の項に掲げるコンクリートプラント	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) セメント又は砂利の積込み又は積降しに伴い粉じんを飛散しやすい部分が防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(3) 前2号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
7	別表第1の2の11の項に掲げる古砂回収装置、乾燥装置、砂ふるい装置、混練装置、サンドブラスト、ショットブラスト及びシェイクアウトマシン	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

4 特定粉じんに係るばい煙等規制基準

特定粉じんの種類	許 容 限 度
石綿	大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本

備考 この表に掲げる規制基準は、環境大臣が定める石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第93号）により測定した測定値によるものとする。